

西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1条 この要綱は、西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年西宮市条例第49号。以下「軽費老人ホーム基準条例」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 軽費老人ホーム基準条例第2条の規定により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準とされた軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第16条第1項第1号及び同条第3項の市長が定める額は、西宮市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱に定める額とする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。